

## 重点説明要旨

### 1 令和3年度基準省令の改正、報酬改定について

このことについては、報酬改定等の概要、各種省令、告示、通知を備前圏域相談支援事業者集団指導ホームページで提供したところですが、周知の徹底を図るため、再度、概要資料をホームページに掲載しています。御確認ください。

### 2 虐待の防止について

虐待防止委員会、虐待防止担当者の設置等をはじめとする虐待防止対策については、令和4年3月31日までは努力義務でしたが、令和4年4月1日からは義務化されます。

速やかに、虐待防止委員会を設置等するとともに、その旨を運営規程に記載してください。

なお、運営規程を改正した場合は、10日以内に変更届を提出してください。

### 3 業務継続計画の策定等、感染症の発生予防及びまん延の防止について

これらについては、令和6年3月31日までは努力義務ですが、義務化される令和6年4月1日までに円滑に実施できるよう、準備を進めてください。

### 4 自主点検表について

事業者が利用者に適切なサービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検、確認し、そのなかで課題を見つけ改善していく取組みが重要です。

「自主点検表」における基準の内容は、事業の運営上最低限必要なものですので、定期的な点検及び利用者へのサービス向上に活用していただくようお願いします。

なお、自主点検表の記載項目は、概要をまとめたものであるため、詳細は各種省令、告示、通知、事業者ハンドブック（青本、赤本）を確認してください。

### 5 京都府福知山市における指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定取消処分について

令和3年10月、京都府福知山市において、指定特定相談支援事業者等の指定取消処分案件が発生しました。

指定取消を行った理由は、変更届出義務違反、虚偽報告、不正請求等ですが、今後このような事例が発生することのないよう、法令、基準の順守をお願いします。

◎令和3年度以降、設置が義務づけられる委員会等

区分	内容	サービス種別				従前から (令和 2年度 以前)	3年度	4年度	5年度	6年度
		就労系	児童系	通施設系	訪問系					
業務継続計画の策定等	①業務継続計画の策定 ・感染症及び災害の一体的策定も可 ②従業者に対する研修の定期的(年1回以上)実施 ・従業員に対する訓練(シミュレーション)の定期的(年1回以上)実施 ・感染症及び災害の一体的実施も可 ③定期的な計画の見直し	【全サービス】					努力義務 (経過措置)		努力義務 (経過措置)	義務化
		【全サービス】					努力義務 (経過措置)		努力義務 (経過措置)	義務化
		【全サービス】								
衛生管理等 感染症の発生予防 及びまん延の防止	①「感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」の定期的(おおむね6月に1回)開催及び従業者に周知徹底 ・テレビ電話装置等の活用も可 ・他の会議体との一体的設置・運営、他のサービス事業者との連携等も可 ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ③従業者に対する研修の定期的(年1回以上)実施 従業者に対する訓練の定期的(年1回以上)実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		義務化			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		義務化			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		努力義務 (経過措置)		努力義務 (経過措置)	義務化
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
身体拘束等の禁止	①やむを得ず身体拘束を行う場合の記録 ②「身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会」の定期的(少なくとも1年に1回)開催及び従業者に周知徹底 ・テレビ電話装置等の活用も可 ・虐待防止委員会との一体的設置・運営も可 ・法人単位での委員会設置も可 ③身体拘束適正化のための指針の整備 ④従業者に対する研修の定期的(年1回以上)な実施 ※ 身体拘束廃止未実施減算	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
虐待の防止	①「虐待防止委員会」の定期的(少なくとも1年に1回)開催及び従業者に周知徹底 ・テレビ電話装置等の活用も可 ・身体拘束適正化委員会との一体的設置・運営も可 ・法人単位での委員会設置も可 ②従業者に対する研修の定期的(年1回以上)な実施 ③虐待防止担当者(サビ提等、サビ管等、児発管等、相談支援専門員を配置)の設置	【全サービス】					努力義務		努力義務 (経過措置)	義務化
		【全サービス】								
		【全サービス】								